

群馬県知事 山本一太様

「記憶 反省 そして友好」の碑撤去の代執行の中止と継続への真摯な対応を求める要請

群馬県は「群馬の森」公園に2004年に建てられた「記憶 反省 そして友好」の碑について1月19日付で1月29日から2月11日の間に撤去するとの行政代執行命令を「追悼碑を守る会」に通知した。この碑の碑文には「かつて我が国が朝鮮人に対し、多大の損害と苦痛を与えた歴史の事実を深く記憶にとどめ、心から反省し、二度と過ちを繰り返さない決意を表明する」とその目的が書かれている。

これは1995年の村山談話や1998年の日韓パートナーシップ宣言で言及された「我が国が過去の一時期韓国国民に対し植民地支配により多大の損害と苦痛を与えたという歴史的事実を謙虚に受けとめ、これに対し、痛切な反省と心からのお詫びを述べた」とする日本政府の歴史認識を踏まえたものであり、県議会が全会一致で賛同し設置されたものである。

ところが碑の前の追悼行事での「強制連行」という発言が「政治的中立」を逸脱しているとして2014年に県が使用許可を更新しなかった。そのため許可の更新を求めて守る会が提訴した裁判で地裁は許可の更新を命じた。ところが東京高裁は「強制連行」という発言を行ったことにより本件追悼碑の中立性が失われ都市公園法2条1項にいう「公園施設」の要件を満たさなくなったとして県の更新不許可を容認し、2022年には最高裁もこの判断を追認し守る会の上告を棄却し判決が確定した。そもそも朝鮮人強制連行は戦時下で侵略戦争遂行のための労働力不足を補うために、日本政府が労務動員計画によって朝鮮半島から集団募集・官斡旋・徴用の形態で強制的に動員し強制労働に従事させた約80万人に及ぶ朝鮮人に多大の犠牲をもたらした歴史事実を指す。2021年4月に日本政府も「強制連行」を「一括りに表現することは、適切ではない」と閣議決定したものの「強制連行」の歴史的事実は否定することはできなかった。

このような「強制連行」についての経緯はあるものの、群馬の森に設置された追悼碑は「労務動員」という言葉で表現されており、この言葉への想いは訪れる人たちの受け止め方次第である。追悼行事への参加者からの言葉は、その人の想いであり表現の自由でもある。追悼碑の碑文は市民グループと県側との間で確認されたものであり何ら問題ないものである。

県側の市民グループとの真摯な対話の継続こそ今求められていることであり、一方的な代執行の強行は「歴史問題」の解決にとっても新たな禍根を生み出すものと言える。

このような現状で県が代執行を行うことは行政代執行法第2条でいう「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反する」場合にのみ許されるとする法の趣旨にも反する暴挙である。日本政府の歴史認識にも合致する文言の追悼碑の強制撤去こそ「公益」を損なうものと言わざるを得ない。ただちに行政代執行を中止し、追悼碑の存続のための対話を開始することを求める。

2024年1月28日

戦争遺跡保存全国ネットワーク

事務局： 〒381-1231 長野市松代町松代1461

NPO 法人 松代大本営平和祈念館 TEL：026-214-1557 FAX：026-262-1831

〈群馬県 HP 「知事への提案」 への投稿文〉

報道によれば、群馬県知事は高崎市の「群馬の森公園」にある「記憶 反省 そして友好」の碑について、碑の設置者である「追悼碑を守る会」に碑の撤去を求め、同会がこれに応じないとして「行政代執行」により本日以降、群馬県による撤去工事をおこなうと通告をしたとのこと。

戦争遺跡を保存し、第二次大戦・アジア太平洋戦争の史実を次世代に継承し、平和教育の教材として活用することをめざして活動する私たち「戦争遺跡保存全国ネットワーク」は今回の群馬県知事の決定に強く反対し、撤去工事をおこなわないよう要請するものです。

追悼碑設置の経過を見るに今回の決定は、政治的対立を招かないよう最大限の配慮をおこない、政治的立場を超えて韓国との友好・平和を目指してきた「守る会」の努力を無にするものであり、群馬県民の中に反目と分断をもたらすのではないかと危惧いたします。

追悼行事のあいさつでの「強制連行」の発言が「政治的中立」を逸脱しているとのことですが、発言中の片言隻句を指摘して政治的に中立でないとするのは自由な表現に対する抑圧ではないでしょうか。「強制連行」の用語は、かつて高校教科書でも使われた表現であり政府も歴史的事実を否定してはけません。

また、行政代執行法第2条では「その不履行を放置することが著しく公益に反する」場合に代執行が可能であるとしています。追悼碑の存在（不撤去）がなぜ「著しく公益に反する」のかご提示ください。

今、知事に求められるのは機械的に法を執行することではなく、追悼碑を建てた人々の心情を思い、問題解決に向けて丁寧な対話を積み重ねることではないでしょうか。この問題は全国の人々から注目されています。知事が県民・市民の立場に立った判断をされることを強く要望します。

後日正式な要請文をお送りしますのでお受け取りください。

群馬県庁法人番号 7000020100005

〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1

電話番号(代表): 027-223-1111